



「寄り添い、育み、つなぐ。」

保護司

保護司は、一度つまづいてしまった人が再び地域の一員として歩いていけるよう、支援する民間のボランティアです。犯罪等をした人が少年院や刑務所等から社会復帰したときにスムーズに社会生活ができるよう、住居や就業先の調整等を行います。区では現在、89人の保護司が、地域で幅広く活動しています。

▲荒川区保護司会の皆さん

▶ 優しさあふれる温かな地域社会を目指して

7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です。立ち直ろうとする人たちに寄り添い、優しさあふれる温かい荒川区を、皆様とともに築いてまいります。

保護司は、法務大臣から委嘱されたボランティアであり、「地域社会の良心」です。対象者に寄り添い、再び社会の一員として歩み出すための架け橋となる存在です。荒川区では、令和4年3月に「再犯防止に関する取組方針」を策定し、就労や住まいの確保等、多角的な支援を進めています。

統計によると、刑法犯で検挙された人の約半数が再犯者であり、荒川区も同様の傾向にあります。また、仕事や住まいがなく、居場所を失うことが、過ちを繰り返す大きな要因となっています。

今号では、地域を支える「保護司」について特集を組みました。私自身も一人の保護司としての経験から強く感じていることは、過ちを犯した人が社会に戻る際、最も高い壁となるのは「孤立」であるということです。

梅雨の季節となり、木々の緑が一段と深まり、初夏を感じるころとなりました。区民の皆様がいきいきと過ごされる姿を拝見し、改めてこの「安全・安心なまち荒川」を守り抜く決意を強くしております。

今号では、地域を支える「保護司」について特集を組みました。私自身も一人の保護司としての経験から強く感じていることは、過ちを犯した人が社会に戻る際、最も高い壁となるのは「孤立」であるということです。



荒川区長
たきぐち たく
滝川学